

# 福山ボート協会規約

## 第1章 総 則

第1条 本協会は福山ボート協会と称する。

第2条 本協会の事務局は福山市鋼管町1番地  
福山スチールセンター株式会社内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本協会は福山市内におけるスポーツとしてのボート競技を振興させ、ボート競技者の体力・技術力向上とスポーツ精神を育成し、社会の発展に寄与する事を目的とする。

第4条 本協会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 芦田川を利用した競技大会の開催。
2. 福山周辺のボート競技大会の開催
3. ボート愛好者の自主参加体制及び直営競技団体の設置運営。
4. 加盟団体へのボートの貸し出し等。
5. その他目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 加盟団体

第5条 本協会は次の団体及び個人を持って組織する。

1. 学生ボートクラブ
2. 実業団ボートクラブ
3. 社会人ボートクラブ
4. 個人

第6条 加盟団体及び個人は別に定める会費を負担する。

第7条 本協会に入会を希望する者は、入会申込書を提出して理事会の承認を受けなければならない。

第8条 本協会を大会するときは、退会届を提出しなければならない。

第9条 本協会の構成員が次の各号のいずれかに該当したときには除名することができる。

1. 協会の名誉、信用を傷つけるとき。
2. 協会内の秩序を乱したとき。
3. 故意に災害を引き起こし協会に損害を与えたとき。
4. その他前項に準ずる不当な行為をしたとき。

第10条 各加盟団体及び個人はこの協会が主催する事業に参加することができる。

## 第4章 役員

第11条 本協会は、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 理事 20名以内
6. 監事 3名以内

第12条 理事及び監事は総会において選任し、理事長は理事の互選により選出する。

- 2 会長、副会長は理事会で推挙し、総会において決定する。
- 3 副理事長は理事長が理事の中から指名する。
- 4 理事、監事は互いに兼務することはできない。

第13条 会長はこの協会を代表して会務を総裁する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときには、これを代行する。

第14条 理事長は会長の命に従い、会務を進行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときには、これを代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、本協会の業務を審議し執行する。
- 4 監事は、本協会の財務状況を監査する。

第15条 役員の任期は2年とする。但し再任することができる。

第16条 本協会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局長は理事長が理事の中から指名し、その他の事務担当は理事長が任命する。

## 第5章 名誉会長・顧問・参与

第17条 本協会は総会の推挙により名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は協会の重要事項について諮問に応じる。
- 3 参与は理事会の重要事項について諮問に応じる。

## 第6章 会議

第18条 本協会の会議は総会及び理事会とする。

- 2 総会
  - (1) 総会は、毎年1回以上会長が招集し開催する。
  - (2) 総会の議長は、会長が務める。

### 3 理事会

- (1) 理事会は定期的を開催するとともに、必要に応じ会長又は理事長が招集する。
- (2) 理事会の議長は、理事長が務める。

第19条 総会及び理事会の定足数は各総数の2分の1以上とし、出席者の過半数の賛成により議決し、可否同数のときは議長が決定する。

## 第7章 会 計

第20条 本協会の経費は会費、寄付金、補助金及びその他の収入を充てるものとする。

第21条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 補 則

第22条 この規約を改定する場合は、理事会及び総会においておのおの現在数の3分の2以上の賛成がなければならない。

第23条 本協会の解散は、理事会及び総会においておのおの現在数の3分の2以上の賛成がなければならない。

第24条 本協会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において、おのおの現在数の3分の2以上の議決を得て、本協会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

(付 則)

1. この規約は昭和58年12月1日より施行する。
2. この規約を改定し、平成25年4月1日より施行する。
3. この規約を改定し、令和2年9月6日より施行する。